

本会議のあらまし

令和4年館林市議会第1回定例会は、3月4日から3月23日までの20日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案は、19件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意、承認、可決されました。

また、議員提出議案1件の審議が行われ、全員一致をもって、原案のとおり可決されました。

人事案件

▽教育長の任命について

教育長の小野定さん（大島町）の任期が、本年3月5日をもって満了となることから、後任に川島健治さん（緑町二丁目）を任命した。いととして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求められたもので、全員一致で同意されました。



教育長
川島健治 さん

条例の改正

▽館林市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

例Ⅱ組織機構改革に伴い、子ども・子育て会議の所管課の名称を「保健福祉部子ども福祉課」から「保健福祉部子ども局子育て支援課」に改めるため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市国民健康保険条例の一部を改正する条例

例Ⅱ全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び全世代対応型の社会

保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行により、地方税法施行令の一部が改正されること等に伴い、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額について、5割を減額する措置を導入するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市手数料条例の一部を改正する条例

例Ⅱ長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正により、分譲マンション等の長期優良住宅認定について、住戸単位の認定から住棟単位の認定に変更されたことに伴い、その認定に係る手数料の取扱いについて定めるため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市都市計画法に基づき開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

例Ⅱ

例Ⅱ分家住宅に係る開発許可基準について、土地所有者の代替わりに引き続き対応していくため、分家住宅に係る開発行為の申請者要件のうち、都市計画区域の線引き日（昭和52年8月31日）以前から土地を引き続いて所有している者の親族の範囲について、「三親等以内の直系血族」を「六親等以内の直系血族」に改めるため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

その他の議案

業団に変更されるため、規約上の名称を変更するなど、組織団体間において同組合規約を変更する協議を行うことについて、地方自治法第290条の規定により、議会に対し議決を求められたもので、全員一致で可決されました。

▽群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
例Ⅱ群馬県市町村総合事務組合の組織団体が、同組合を脱退せずに常勤の職員に係る退職手当支給事務の共同処理を終了する場合において、同事務に係る負担金の還付又は特別徴収を行うことができるようにするため、また、同組合の組織団体である邑楽館林医療事務組合の名称が本年4月1日から邑楽館林医療企

▽群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体への加入に関する協議について

例Ⅱ

地方公共団体への加入に関する協議することについて、地方自治法の規定により、議会に対し議決を求められたもので、全員一致で可決されました。

▽財産の無償貸付けについて

例Ⅱ地域の食料を安定して供給する地方卸売市場の役割を担うため、館林市総合地方卸売市場の土地、建物等を本年4月1日から令和7年3月31日まで、引き続き館林総合卸売市場株式会社に、無償で貸し付けるこ